

平成 25 年度第 1 回建築審査会 議事録

1 日 時 平成 25 年 5 月 24 日（金）午後 1 時 30 分開会

2 場 所 長野県住宅供給公社 3 階会議室

3 出席者

【委員】 織委員、原山委員、関委員、三浦委員、宮入委員、井沢委員

【事務局（特定行政庁）】

山田建築指導課長、塩入課長補佐兼指導審査係長、池田担当係長、三宅主任、藤原主任

4 審議内容

(1) 同意案件に関する審議（議案第 1 号）

第一種低層住居専用地域における研修所兼保養所の新築の建築許可について（軽井沢町）

ア 概 要 法第 48 条第 1 項ただし書きの許可

（建築基準法第 48 条第 1 項ただし書の許可の説明）

第 48 条 第一種低層住居専用地域内においては、別に定める建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第一種低層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

イ 審議の結果 同意

ウ 審議の概要

委 員	実際にこの施設は申請者がご自身の研修所や保養所として利用されるのでしょうか。かなり大きな施設ですので、ホテルのように使われないのでしょうか。
特定行政庁	申請者はグループ会社全体の持ち株会社ですので、1 社の企業での利用というよりは、グループ全体での利用ということが想定されており、相当の利用が見込まれています。
委 員	既存の建物と同じような位置に建てるとの説明がありましたが、既存の建物があったのですか。
特定行政庁	以前、同じように保養所がありまして、その企業が処分された関係で、今回別の方が保養所を建てる計画です。
委 員	雨水排水はどのようにされていますか。
特定行政庁	開発許可と同じような形で計算をしていただいて、排水が可能かどうかを確認しております。
議 長	議案第 1 号については、同意することに決定します。

(2) 同意案件に関する審議（議案第2号）

第一種低層住居専用地域におけるゴルフ場施設の増築の建築許可について（軽井沢町）

ア 概要 法第48条第1項ただし書きの許可

<p>（建築基準法第48条第1項ただし書の許可の説明）</p> <p>第48条 第一種低層住居専用地域内においては、別に定める建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第一種低層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p>	
--	--

イ 審議の結果 同意

ウ 審議の概要

委員	色彩の基準について、テント構造やガラス構造の時にも適用されるのですか。
特定行政庁	同じように色彩の基準の適用を受けますので、基準に合うように計画していただいています。
委員	規模が大きいです、手前のマウンドでかなり軽減されていますので支障ないと思います。
委員	既存建物は全部壊すのですか。その場合でも工事種別は「増築」になるのですか。
特定行政庁	入口のセンター施設が全面建替えになりますが、他に残る建物がありますので、敷地全体では増築になります。
委員	これで休業になるわけではなくて、継続して営業していくのですか。
特定行政庁	他にも受付のスペースがありますので、完全に閉まってしまうことはないと思います。
委員	壊さない既存の建物と今回の色は同じですか。
特定行政庁	それぞれある程度抑えた色彩で計画されていると思いますけども、同時に見えるということがあまりありませんので、多少は色の幅があると思います。
委員	雑排水やし尿の処理はどうされていますか。
特定行政庁	道路の反対側も申請者のゴルフ場となっていて、道路の反対側の敷地で一括処理をしています。
委員	既存カート庫の台数がわかりませんが、新しく100台分のカート庫をつくるということで、面積的にみると大きい気がしますが、増客を見込んでいるのですか。
特定行政庁	ゴルフ場ですから、コースに入れる人数が全体のコース数で決まってしまうので、コース数が変わらないということですので、増客はありません。
議長	議案第2号については、同意することに決定します。

(3) 同意案件に関する審議（議案第 3 号）

第一種住居地域における物販店舗の増築の建築許可について（軽井沢町）

ア 概 要 法第 48 条第 5 項ただし書きの許可

（建築基準法第 48 条第 5 項ただし書の許可の説明）

第 48 条 第一種住居地域内においては、別に定める建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第一種住居地域における住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

イ 審議の結果 同意

ウ 審議の概要

委 員	入口は風除室から青果保冷庫を通っていくということで、動線は変わらないということによいですか。
特定行政庁	はい、変わりません。
議 長	議案第 3 号については、同意することに決定します。

(4) 包括同意案件に関する審議（議案第 4 号）

建築基準法第 43 条ただし書の規定により建築基準法の道路に接しない敷地への建築物の建築に関する許可に係る同意の事後報告

ア 概 要 法第 43 条第 1 項ただし書きの許可

（建築基準法第 43 条第 1 項ただし書の許可の説明）

第 43 条 建築物の敷地は、道路に 2 メートル以上接しなければならない。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものについては、この限りでない。

イ 審議の結果 同意

ウ 審議の概要 質疑なし